

## (農林水産部・県土整備部所管) 岩手県営建設工事請負契約書附属条件

(趣旨)

第1条 この附属条件は、岩手県営建設工事請負契約書(以下「請負契約書」という。)の別記条項の取扱いに関し必要な事項及び契約の履行に当たり必要な事項を定めるものとする。

(仕様書)

第2条 請負契約書別記第1条の仕様書は、次のとおりとする。

- (1) 岩手県営建設工事仕様書(以下「工事仕様書」という。)
- (2) 岩手県県土整備部共通仕様書(別冊を含む) 農業土木工事共通仕様書、施設機械工事等共通仕様書、岩手県治山林道請負工事管理基準、漁港漁場関係工事共通仕様書(以下「共通仕様書等」という。)

(3) 特記仕様書

2 前項第2号に掲げる共通仕様書等の適用工事は、別表第一によるものとする。

3 第1項各号に掲げる仕様書の内容が相いれない場合は、次によるものとする。

- (1) 「工事仕様書」及び「共通仕様書等」の内容と特記仕様書の内容が相いれない場合  
特記仕様書による
- (2) 「工事仕様書」と「共通仕様書」の内容が相いれない場合  
発注者の指示による

(下請調書)

第3条 請負者は、工事の施工に当たり、下請契約を締結した場合は、当該下請の形態の如何を問わず、7日以内に下請調書(別紙様式1号)を発注者に提出するものとする。

(建設資材調書)

第4条 請負者は、工事に使用する建設資材について、施工計画書提出時及び工事竣工時に建設資材調書(別紙様式2号)を発注者に提出するものとする。

(前金払)

第5条 請負契約書別記第34条第1項の前払金の支払は、請負代金額(債務負担行為に係る契約にあっては、各会計年度の支払限度額)が100万円以上の場合に行うものとする。この場合、端数1千円未満は切り捨てるものとする。

2 請負契約書別記第34条第3項の中間前払金の支払は、請負代金額が1,000万円以上で、かつ、工期が150日を超える場合(債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が1,000万円以上で、かつ、当該会計年度の工事実施期間が150日を超える場合)であって、この契約締結にあたり、請負者が当該中間前払金の支払の請求を行う旨の届出を発注者に対し行っている場合に行うものとする。この場合、端数1千円未満は切り捨てるものとする。

(請負代金等の請求)

第6条 請負契約書別記第32条第1項並びに第34条第1項、第3項及び第5項並びに第37条の請求は、発注者に請求書を提出して行うものとする。

(建設業退職金共済制度等)

- 第7条 請負者は、契約締結後1か月以内に、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書(別紙様式3号)を発注者に提出するものとする。ただし、当該期限内に建設業退職金共済証紙を購入しない場合は、建設業退職金共済証紙不購入理由報告書(別紙様式第4号)を発注者に提出するものとする。
- 2 請負者は、前項ただし書きによる報告を行った場合は、工事完成時まで前項の規定に準じて報告を行うものとする。この場合、「契約締結後1か月以内」及び「当該期限内」とあるのは「工事完成時まで」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、請負代金額の増額変更があった場合に準用する。この場合、「契約締結後1か月以内」とあるのは「変更契約締結後1か月以内」と読み替えるものとする。
- 4 請負者は、工事の施工上必要な労働者の確保に当たっては、公共職業安定所の紹介に係る失業者の雇用に努めるものとする。
- 5 請負者は、請負代金額が1,000万円以上である場合には、建設業福祉共済団の建設労災補償共済制度加入証明書(他の任意の労災補償制度に加入している場合は、その加入を証する書面)を貼付した建設労災補償制度加入状況報告書(別紙様式5号)を契約締結後5日以内に発注者に提出するものとする。

(下請の制限)

- 第8条 請負者は、工事を下請負に付する場合には、共通仕様書等に定める要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

下請負者が県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程(昭和56年3月27日告示第412号)第10条の規定により資格を取り消され、その取消しの期間が経過しない者でないこと。

別表第一（共通仕様書等の適用工事一覧表）

仕様書等の名称	適用工事
岩手県県土整備部共通仕様書 （別冊を含む）	1. 一般国道、主要地方道、一般県道及び県代行で実施する市町村道に係る道路及び橋梁関係工事 2. 一級河川及び二級河川に係る河川関係工事 3. 海岸関係工事（農地海岸関係工事を除く） 4. 多目的ダム及び治水ダム工事 5. 急傾斜地、砂防、地すべり指定地内に係る工事 6. 港湾関係工事 7. 流域下水道及び公共下水道関係工事 8. 空港関係工事 9. 治山、林道関係工事（ただし、施工管理基準及び規格値は適用しない。） 10. その他前記 1 から 9 に類する工事 11. 前記 1 から 10 に係る災害復旧及び災害関連工事
農業土木工事共通仕様書	1. 農業農村整備関係工事 2. 農道、農免農道に係る道路及び橋梁関係工事 3. 農地海岸関係工事 4. 農業集落排水、小規模農業集落排水関係工事 5. その他前記 1 から 4 に類する工事 6. 前記 1 から 5 に係る災害復旧及び災害関連工事
施設機械工事等共通仕様書	1. 農業農村整備に係る施設機械関係工事 2. 農道、農免農道に係る施設機械関係工事 3. 農地海岸に係る施設機械関係工事 4. 農業集落排水、小規模農業集落排水に係る施設機械関係工事 5. その他前記 1 から 4 に類する工事 6. 前記 1 から 5 に係る災害復旧及び災害関連工事
岩手県治山林道請負工事 施工管理基準	1. 治山、林道関係工事 2. その他前記に類する工事 3. 前記 1、2 に係る災害復旧及び災害関連工事
漁港漁場関係工事共通仕様書	1. 漁港関係工事 2. 漁場整備関係工事 3. その他前記 1、2 に類する工事 4. 前記 1、3 に係る災害復旧及び災害関連工事